

第 2 3 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和元年 5 月 7 日（火）午後 1 時 3 0 分より、第 2 3 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 1 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治 3 番 徳田 明子 6 番 井内 英樹 7 番 多羅尾 英樹
8 番 中西 秀友 1 0 番 吉田 利一 1 1 番 高田 悦和 1 2 番 小島 佳剛
1 3 番 水主 哲寛 1 4 番 山本 晃一郎

（欠席委員）

2 番 多田 岳史 4 番 中林 和夫 5 番 古川 嘉嗣 9 番 辻 四一郎

（農地利用最適化推進委員）

北浦 莊平 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

（事務局）

土肥 局長 西村 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は多田委員、中林委員、古川委員、辻委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 14 名の内、出席委員 10 名、欠席委員 4 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 23 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、中西委員、高田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、久世谷委員、徳田委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、1 番から 3 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 の譲渡人は、遠方に居住しており耕作が難しいこと、番号 2 及び 3 の譲渡人は、営農規模の縮小が所有権移転の理由です。</p> <p>以上 3 件につきまして、権利移転前の営農を引き継ぐため周辺農地への支障はないとのことです。</p> <p>また、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、徳田委員より番号 1 の現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る 4 月 22 日、事務局の案内で久世谷委員と現地調査に行っ</p>

	<p>まいりました。</p> <p>番号1の槇島町 の利用状況ですが、トラクターで耕耘され、きれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、久世谷委員より番号2及び3の現地調査の報告をお願いします。</p>
久世谷委員	<p>報告します。去る4月22日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行つてまいりました。</p> <p>番号2の槇島町 並びに番号3の槇島町 の利用状況につきましては、どちらも既に荒起こしがされており、その後草が少し生えているような状態でした。トラクターで十分すき込める程度で、問題はないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
多羅尾委員	<p>番号1の譲受人は、3月の農業委員会で3条許可があり、 の農地を取得されましたが、草だらけの状態です。管理できていない状態で放っておかれると問題があると思います。</p>
議 長	<p>私もその農地をいつも見かけますが、申請されたときから手を入れずにそのままの状態です。そろそろ雑草を刈り取らないと作付できないんじゃないでしょうか。あちこちで農地を取得されていますが、本当に大丈夫なのかと感じています。</p>
局 長	<p>昨年からかなり取得されているところですが、また次の農地を取得することであれば当然全ての農地を管理していることは要件になりますので、状況を見ながら指導していきたいと思います。</p>
井内委員	<p>の件は先ほど聞きましたが、他にも取得された農地の状態は現在どうなっているんですか。</p>
多羅尾委員	<p>のハウスが建っているところの北側の農地も取得されたはずですが、そこはトラクターですいているようです。</p>
議 長	<p>どういたしますか。草を刈ってもらわないといけないと伝えるべきでしょう</p>

	か。
多羅尾委員	そう思います。
井内委員	少なくともその条件を付けないと、当該地の申請に関しても許可はできないんじゃないでしょうか。
江口推進委員	の農地は元々貸農園のような状態でした。噂なので真偽は分かりませんが、イチゴを栽培すると言った話も聞いております。いずれにしても稲作と違う利用方法を考えていらっしゃるのかもしれませんが。
水谷推進委員	営農計画はどうなっていますか。
局 長	確認いたします。
水谷推進委員	農地は宇治市だけではありませんよね。
局 長	はい。京都市や城陽市、久御山町にも経営農地があります。
水谷推進委員	農地の全筆数はいくらあるんですか。
局 長	確か20数筆ほどだったと思います。
議 長	要するに、面積は5万㎡以上あるんですよね。
局 長	はい、52,647㎡ございます。
多羅尾委員	何を作付するとしても、荒らしては見過ごせません。それが基本中の基本だと思います。
井内委員	保全管理していないとなれば、申請以前の問題ですね。
議 長	私も毎日通りますが、あの状態ではと思います。
井内委員	だんだん青々としていきますよね。

局 長	<p>補足ですが、譲受人は京都市の方ですので耕作状況証明を添付していただいております。その証明によると、不耕作農地は該当なしということで記載されています。ただ、実態として委員さん方の仰った話もありますし、その対応については考えていきたいと思います。</p>
議 長	<p>京都市で不耕作農地がなくても、宇治市であつたらいいですね。 少なくとも、こないだ取得したところは綺麗にしないといけないと伝えるべきじゃないでしょうか。荒らされてはたまりません。</p>
多羅尾委員	<p>近所の農業者から苦情が来てからでは遅いです。</p>
局 長	<p>3月の申請分を確認いたしました。営農計画では が畑で、 が田になっております。</p>
水谷推進委員	<p>今申請が出ているのは個人の名前ですよ。実際は法人で畑をするのでしょうか。法人化する計画を進めているとのことですが、野菜は色んな種類を作ろうと思ったらそれができる体制がないとできません。実態がないのに先に農地を買うのは如何なものでしょうか。話にあるようにきちんとできていない農地があるのなら、計画をもっとしっかり練ってもらってからでないといけないと思います。 審査基準の文言は具体的にはどう書かれていますか。</p>
局 長	<p>確認に行ったときは、草が生えていましたが荒れているとまでは言えない状態でした。</p>
水谷推進委員	<p>審査基準に適合しているとの説明がありましたが、荒れているところがあっても良いんですか。基準に適合していることが審査にとって重要なところです。荒らしているところがあつたら適合しないということであれば、許可すべきではありません。</p>
局 長	<p>審査基準では、当然全ての農地が管理されている状態であることが条件になります。しかし事前に現地を確認した時点では、確かに草は生えているものの荒れているとは言えない状況だと判断いたしました。</p>
議 長	<p>申請はいつ出されたんですか。</p>
局 長	<p>去る4月10日です。</p>

議 長	その時点ではまだ荒れていなかったということですね。
多羅尾委員	その後荒れたんですね。ひと月前なら確かにここまでではなかったかもしれませんが。
議 長	雨が降って、雑草もよく伸びたんじゃないでしょうか。
水谷推進委員	審査基準の文言はなんと書いてありますか。昔は審査基準に適合しているといった口述はありませんでしたが、言うようになったのなら示してください。
議 長	京都市では全部綺麗にされているから、証明が出たんですね。
局 長	そうです。
水谷推進委員	基準があるでしょう。その基準になんと書かれているか聞いています。
局 長	具体的な文言は今調べているところですのでお待ちください。
多羅尾委員	トラクターさえあれば、そんなに作業時間はかかりません。 の農地には一回もトラクターが入っていないと思います。
議 長	確かに、日に日に大きくはなっています。
井内委員	以前は地面の土が見えていましたが、今は土も見えません。
小島委員	宇治市内で適正に管理されていない農地があるということで、まずはその農地をトラクター等できれいにしてもらってから、来月にもう一度審議するのが良いのではないのでしょうか。地元の委員さんが仰ることなので間違いはないと思います。このままでは許可できないと思います。ひと月先にはなってしまいますが、その間に申請者がきちんとしてくださったら農業委員会としても納得できるのではないのでしょうか。
議 長	小島委員からの意見について、如何でしょうか。事務局として一か月先に送るのは可能なんですか。
局 長	過去にも継続審議があったことは確認しておりますので、その間にきれいにし

	てもらうという形も可能です。
議 長	一人二人の委員さんだけでなく、色んな委員さんが の現地を見て荒れていると判断している状況なので、そこをきれいにしてもらえなければ、今回の申請は許可できません。きれいにしたのを見届けて、きちんとできていれば許可をしても良いという形ですね。理論としてはそれで大丈夫でしょうか。
井内委員	極端な話ですが、例え今回許可をしてきれいにしよう伝えたとしても、管理されずそのままという可能性もあります。
議 長	そういう心配もありますよね。
水谷推進委員	城陽市や久御山町でもきれいにされているか、もう一度確認したほうが良いんじゃないでしょうか。
小島委員	沢山取得されているので、手が回らないようでは困ります。
議 長	継続審議とすることで、法的に問題がないか確認をいたします。その間、暫時休憩いたします。
	= 暫時休憩 =
議 長	それでは、審議を再開いたします。 事務局より説明願います。
局 長	譲受人が所有する の農地につきましては、事務局が確認した時点では大丈夫な状態かと思っておりましたが、多数の委員さんより、現在は確認したところほぼ荒廃している状態ではないかと言えるレベルまで、草が生い茂っているとのこと意見をいただきました。 審査基準としましても、全ての農地を適正に管理していることが要件になります。相手方にご意見をお伝えし、本件につきましては継続審議とさせていただくことでご了承いただけるか、判断をお願いいたします。
議 長	事務局より説明したように、番号1については全ての農地をきれいに管理をしてもらい、それを見届けてから来月再度審議するという形でご異議はございませんか。番号2及び3についても、他にご意見等はございませんか。

	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、番号1につきましては継続審議とし、番号2及び3につきましては議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」3件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番から3番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1及び2につきましては、当該地の西側部分を駐車場に、東側部分を屋外遊戯場として整備し、車両は西側の市道から出入りされる予定です。</p> <p>番号3の進入路につきましては、北西の隣接地を購入し北側の市道に接続される予定です。また、当該地の南側にある農地の所有者からは土地の転用について同意を得ておられます。</p> <p>以上3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号1及び2についてですが、目的は屋外遊戯場で合っているんですか。園庭じゃないんですか。</p>
局長	<p>当該地は、山砂で舗装する形になると聞いております。</p>
水谷推進委員	<p>公園を作るわけではなく、幼稚園の園児のためのものでしょうか。その場合の利用目的は屋外遊戯場で良いんですか。</p>
局長	<p>5条届出前に、生産緑地地区内の行為届出がなされておりますが、そちらにも屋外遊戯場と記載されております。</p>

水谷推進委員	形状ではなく利用目的でしょう。
局長	届出では、幼保連携型認定こども園の屋外遊戯場及び駐車場整備となっております。
水谷推進委員	公園を作るわけじゃないから、利用目的は園児のためのものだろうと聞いています。
議長	園の屋外遊戯場でしょう。それで良いんじゃないですか。
水谷推進委員	そういう言い方で合っているんですか。
議長	どこがおかしいんですか。
局長	社会福祉事業の用に供する施設の設置というのが目的ですので、その転用の内容と言えば、先述のとおり幼保連携型認定こども園の屋外遊戯場及び駐車場整備のための造成という形になります。
水谷推進委員	内容は分かっています。書き方としてこれで良いんですか。
議長	問題ないと思いますが、如何ですか。 他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。

(午後2時11分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____